

四日市スポーツランドプール改修工事		⑥発生材の処理		13 完成図																													
<p>総 則</p> <p>工 事 概 要</p> <p>1. 工事場所 四日市市桜町西 地内</p> <p>2. 工事種目 防水改修</p> <p>1. 共通仕様 (1) 図面及び特記仕様に記載されてない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築改修工事標準仕様書(平成22年版)」(以下「改修標仕」という。)による。ただし、改修標仕に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書(平成22年版)」(以下「標仕」という。)による。</p> <p>2. 特記仕様 (1) 項目は、○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と⊗印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 特記事項に記載の[. . .] 内表示番号は、改修標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 特記事項に記載の(標 . . .) 内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。</p> <p>部 分 完 成 ○無 ・有 () 部 分 引 渡 し ○無 ・有 ()</p> <p>1) 保険及び保証 ○建設工事保険 (保険証の写しを提出) ◎請負業者賠償責任保険 (保険証の写しを提出) (・管理財物担保特約に加入のこと) ・任意にて加入 2) 建設 共 済 等 下記の制度について加入すること。 ○法定外労災保証制度 (加入証明書の写しを提出) ◎建設業退職金共済制度 当初の請負金額が500万円以上の場合、掛金収納書を提出すること。また、増額の契約変更があった場合についても、その分を提出すること。 共済証紙購入額 請負金額の 1/1000以上 なお、他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする ◎任意にて加入 ※資材の購入及び下請け業者の選定に際しての留意事項 資材の購入及び工事の一部を下請け業者にて施工する場合、業者の選定に際しては、出来る限り市内業者を優先させること。</p>		<p>7 交通安全管理</p> <p>交通安全誘導員 ※配置する 名以上(大型車の出入は必ず) ・配置しない [1.3.9]</p> <p>◎建築材料等</p> <p>※本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定するもの又は同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員への承諾を受ける。 ・品質及び性能を試験により証明を求める材料は以下の物とする。 [1.4.5]</p> <p>◎化学物質を発生する建築材料等</p> <p>本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1) から 5) を満たすものとする。 1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、パーティクルボード、MDF、その他木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗料は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブテル及びフタル酸ジ-2-エテルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエンキシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 5) 1)及び 4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 規制対象外 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第4項による国土交通大臣認定品 ③下記表示のあるJ A S規格品 a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用 b. 接着剤等不使用 c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用 d. ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用 f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用 第三種 ①J I S及びJ A SのF☆☆☆☆規格品 ②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品 ③旧J I SのE0規格品 ④旧J A SのFco規格品</p> <p>⑩特別な材料の工法</p> <p>改修標仕、標仕に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。</p> <p>⑪技能士</p> <p>※適用する ・適用しない [1.6.2] ・鉄筋施工 ・型枠施工 ・鉄工 ・塗装 ・左官 ※防水施工 ・建築大工 ・サッシ施工 ・内装仕上げ施工</p> <p>12 化学物質の濃度測定</p> <p>施行完了時に室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン [1.6.9] エチルベンゼン、パラジクロロベンゼン、ステレンの濃度を測定し報告すること。 測定は、パッシブ型採集機器により行う。 着工前測定 ・行う ・行わない 測定対象室 ・図示 ・ 測定箇所数 ・図示 ・ 採取方法 ・文部科学省の定めるところによる。 ・ 報告書の様式 濃度測定記録表の記載事項は、次のとおり 1. 工事名 2. 測定年月日 3. 天候 4. 測定前の換気及び閉鎖時間 5. 測定時間 6. 室名と測定時間 7. 測定器具 8. 化学物質採取方法 9. 分析装置</p>		<p>④記 録</p> <p>15 設備工事との取合い</p> <p>16 設計G L</p> <p>①7 完成引渡し後の点検</p> <p>18 随時検査</p> <p>⑨備 考</p> <p>13 完成図</p> <p>・提出する ※提出しない [1.8.1~1.8.3] 種類 ※改修標仕 表1.8.11による ・ ・配置図及び案内図 ・各階平面図 ・各立面図 ・断面図 ・仕上表 ・施工図 ・施工計画書 ・ ※C A Dデータの提出 ※提出する ・提出しない ・保全に関する資料 提出部数 ※1部 ・</p> <p>工事記録については以下による。(A4版) ※工事着手前写真 1部 ※工程写真 各工程毎 1部 ※竣工写真 ※内部、外部 5部 ※工事の各記録写真については、デジタル画像にて整備編集を行うよう努めること。 ※工事日報・納品伝票等の写しは、監督職員が提出を求めた場合は提出こと。</p> <p>施工範囲 ※図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔、開口部の補強 ※図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強</p> <p>※図示のベンチマーク (B.M) mm (現状地盤はB.M mm)</p> <p>かし期間は、別に定めた特約(責任施工による保証期間など)を除き、四日市市工請負契約書に準拠する。 ◎工事完成引渡し後、必要に応じて一年又は二年を超えない範囲の適当な時期に、双方立ち会いで工事目的物のかし点検を実施する。</p> <p>予定価格(税込)5000万円以上の工事は、四日市市検査規程第8条第6項の規定により、発注者が随時検査を求めた場合、監督職員の指示に従い受検すること</p> <p>既設部と今回工事部分との取合い、はつり及びび工事の都合等により破損・損傷させた箇所は、今回工事仕上げ及び旧工事仕上げ同材にて完全に補修しなければならない。</p> <p>設計図に記載なくとも、外観上、構造上、設備上当然必要と思われるものは係員の指示に従い請負金額の範囲内に於いて施工するものとする。</p>																													
<p>章 項 目 特 記 事 項</p> <p>1 章 一 般 共 通 事 項</p> <p>①適用基準等</p> <p>◎建築工事標準詳細図 (国土交通大臣官房官庁営繕部監修 平成 22 年版) ◎工事写真の撮り方(改訂第二版)建築編(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)</p> <p>②工事実績情報の登録</p> <p>※請負金額が 500万円以上の場合、登録を行う。 [1.1.4] ※請負金額が 2,500万円以上の場合、登録を行い、施工体系図の提出も行う。</p> <p>③品質計画</p> <p>※建築基準法に基づき定められる区分等の適用工事 ※風速 (Vo)=34 m毎秒 地表面粗度 ※Ⅲ (Zb=5 Zg=450 α=0.20) ・Ⅱ (Zb=5 Zg=350 α=0.15) 積雪区分 ※30 cm ・40 cm</p> <p>4 電気保安技術者</p> <p>・適用する。 ・適用しない。 [1.3.3] 事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする 一般電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第一種又は第二種電気工事士の資格を有する者とする</p> <p>⑥条件明示項目</p> <p>◎工事用車両の駐車場及び資機材置場 ⊗敷地内 ・ [1.3.5] ◎大型車通行時には誘導員等を配置し、安全確保に努めること</p>		<p>2 章 仮 設 工 事</p> <p>1 足場その他</p> <p>内部足場 種別 ※きやつ、足場板等 ・ [2.2.1] 外部足場 種別 ※A種(手すり先行工法)・B種・C種・D種 [2.2.1][表2.2.1] 防護シートによる養生 ・行わない ・行う 材料、撤去材等の運搬 ・A種 ※B種・C種・D種・E種 [2.2.1][表2.2.2]</p> <p>②養生その他</p> <p>既存部分の養生 ※ビニルシート等 ・ [2.3.1] 固定家具等の移動 ※行わない ・行う(図示)</p> <p>3 仮設間仕切り</p> <p>(a)設置箇所 ※図示 ・ [2.3.2][表2.3.1]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>下 地</th> <th>仕上材(厚さ mm)</th> <th>充てん材</th> <th>塗 装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・A種</td> <td>※軽量鉄骨</td> <td>・合板(※9.0 ・)</td> <td rowspan="2">厚さ mm</td> <td>※無し</td> </tr> <tr> <td>・B種</td> <td>・木下地</td> <td>※せっこうボード(※9.5 ・)</td> <td>・片面</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>単管下地</td> <td>防火シート</td> <td rowspan="2"></td> <td>※無し ・有り</td> </tr> <tr> <td>仮設扉</td> <td>※木製扉 ・鋼製扉</td> <td>・合板張り程度 ・片面フラッシュ程度</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 監督職員事務所</p> <p>・設ける 規模等は以下による ・既存施設の一部を使用する ※設けない [2.4.1] (・規模 m程度 ・仕上げ;床 、壁 、天井 程度)</p> <p>⑤工事用水</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる ◎有償 ※無償) ・利用できない</p> <p>⑥工事用電力</p> <p>構内既存の施設 ※利用できる ◎有償 ※無償) ・利用できない</p> <p>3 防 水 改 修 工 事</p> <p>①既存下地の補修及び処置</p> <p>※図示による [3.2.6] 既存露出防水層表面の仕上塗装の除去 ・する ・しない</p> <p>2 アスファルト防水</p> <p>[3.2.2~3][表3.1.1][表3.3.3~3.3.10]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>防水改修工法の種類</th> <th>施 工 箇 所</th> <th>新規防水層の種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>アスファルトの種類 ※3種 ・ 押え金物 ※アルミニウム製(L-30x15x2.0程度) 脱気装置 ・製造所の指定する製品 ・ステンレス製 設置数量 ()㎡当り1箇所 改修用ドレン ※設ける (箇所) ・設けない [3.2.5] 断熱材 材質 ※押出法ポリスチレンフォーム保温板3種 b スキン層付 厚さ※25mm 乾式保護材 製造所 ・ 防水保護のれんがの種類 ※市販品のレンガ又は市販品のレンガ形コンクリートブロック 仕上塗装 (PODI, M3D1, M4D1工法) ・行う (種類・使用量は製造所の仕様による) ・行わない 施工標識 ※設ける ・設けない</p>		種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装	・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)	厚さ mm	※無し	・B種	・木下地	※せっこうボード(※9.5 ・)	・片面	・C種	単管下地	防火シート		※無し ・有り	仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度 ・片面フラッシュ程度			防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別			
種別	下 地	仕上材(厚さ mm)	充てん材	塗 装																													
・A種	※軽量鉄骨	・合板(※9.0 ・)	厚さ mm	※無し																													
・B種	・木下地	※せっこうボード(※9.5 ・)		・片面																													
・C種	単管下地	防火シート		※無し ・有り																													
仮設扉	※木製扉 ・鋼製扉	・合板張り程度 ・片面フラッシュ程度																															
防水改修工法の種類	施 工 箇 所	新規防水層の種別																															
<p>※産業廃棄物税 ※暴力団等不当介入に関する事項</p> <p>本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、 1. 契約の解除 請負者が本工事により生じた産業廃棄物が、課税対象となった場合には、翌年度に産業廃棄物税納税証明書等を添付して、本工事により生じた産業廃棄物税相当分を請求することができる。</p> <p>四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、契約を解除することがある。</p>		<p>2. 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置 ※提出書類はA4版とする。</p> <p>(1) 暴力団等による不当介入を受けた場合、次の義務を負うものとする。 ・断固として拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、捜査上必要な協力を行うこと。 ・契約の履行において、不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。 (2) 上記の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止の措置を講ずる。</p>																															
<p>四日市スポーツランドプール 改修工事設計図</p> <p>※提出書類はA4版とする。</p>		<p>宮田 建築設計事務所</p> <p>三重県四日市市日永西一丁目 28-3 Tel (059) 347 7224 Fax (059) 347 7227 三重県知事登録 1-537号 一級建築士 270497号 宮田 陽一</p>		<p>特記仕様書(改修1)</p> <p>scale</p> <p>no</p> <p>平成22年版</p> <p>date 2013年 10月 15日</p> <p>A-01</p> <p>approved Y. Miyata check drawn M. Matsuo</p>																													